

2022年版設備設計一級建築士講習テキスト正誤表

(公財)建築技術教育普及センター

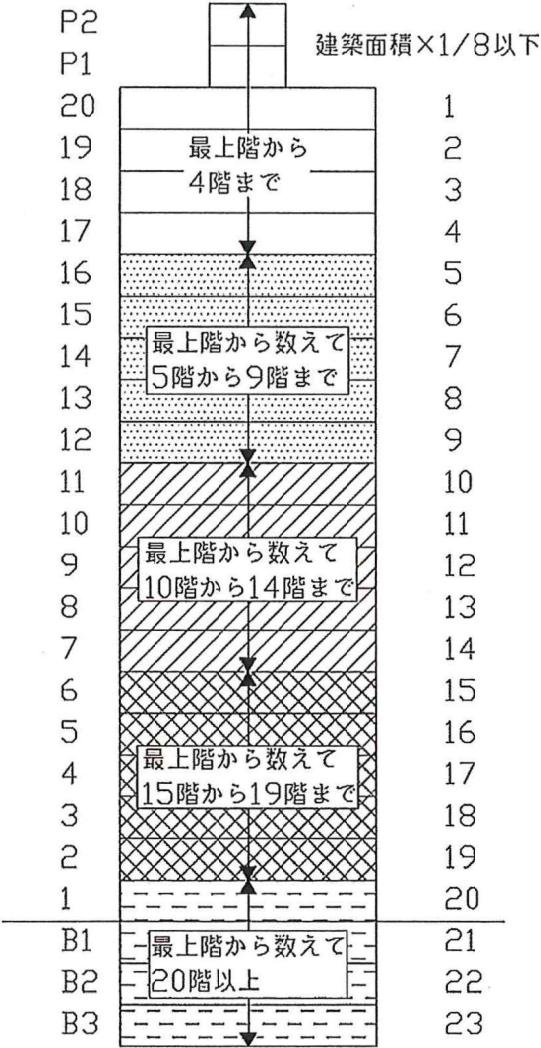
2022年版設備設計一級建築士講習テキストの一部に誤りがありましたので、下表に示す誤りの部分を正しいものに訂正をしてください。

編・章・節	頁数	行数・図表式番号等	正	誤
第1編第1章	78	38行目	$P_T = P_S + P_V$	$P_T = P_S + P_S$
〃	126	図10-29	堅穴区画のオフセット	縦穴区画のオフセット
第1編第2章	184	22行目	受けもつ屋根面積	各地域の受けもつ屋根面積
〃	258	32行目	集水する。	補給する。
第1編第3章	271	26行目	住宅は	住民は
〃	327	28行目	照度が <u>高ければ高いほど</u>	照度が <u>明るければ明るいほど</u>
〃	380	10行目(タイトル)	2・ <u>4</u> 設計	2・ <u>3</u> 設計
第1編第4章	399	34行目	<u>1.3</u> m ²	<u>1.1</u> m ²
〃	403	26行目	後述の	前述の
〃	408	6行目	釣合おもりの <u>オーバー</u> バランス率	釣合おもりのバランス率
〃	418	29行目	合計が <u>500m²</u> を超える	合計が <u>500m</u> を超える
〃	427	1行目	耐震 <u>措置</u>	耐震装置
〃	469	11行目	$5 \times 60 \times 14 \times 3 \div 112.5 = 112$ [人]	$5 \times 60 \times 14 \times 3 = 112.5 = 112$ [人]
第2編第1章	505	37行目	新築公共建築物等	新築公共物等
〃	509	33行目	(Building Design & <u>Construction</u>)	(Building & Design)
〃	512	33行目(タイトル)	消費性能	諸費性能
第3編第1章	523	表1-2(第3章)	都市計画区域等	市画区域等
〃	523	表1-2(第4章の2)	資格者検定機関等	格検定機等
〃	523	表1-2(第4章の3)	資格者等の登録	格等の登録
〃	528	31行目	なお、これらの <u>規定は、</u>	なお、これらの <u>うち</u>
第3編第2章	537	26行目	一定規模に満たない建築物や既存の建築物	(波線部を追加)
〃	538	42行目 43行目	法施行令第 <u>18</u> 条	法施行令第 <u>四</u> 条
〃	542	24行目	求め <u>られ</u> る。	求めらる。
〃	542	25行目 27行目	<u>ボタン</u>	<u>ポタン</u>
第3編第3章	550	17行目	<u>この</u> 改正	<u>今回の</u> 改正
〃	552	2行目	(波線部分を削除)	設備設計一級建築士が設計を行う場合を除き、
第3編第3章	552	4行目	ただし、設備設計一級建築士が設計を行う場合は、設計に関してはこの限りではない。	(波線部を追加)
〃	553	9行目	「 <u>5</u> 」	「 <u>1・5</u> 」
第3編第5章	571	7行目	確保を <u>図り、もって</u> 公衆	確保するため、 <u>これに伴う</u> 公衆

〃	571	8 行目	増進に資することを目的として制定された。	増進を図るために制定された。
編・章・節	頁数	行数・図表式番号等	正	誤
第 3 編第 5 章	580	6 行目	貯湯槽内	湯槽内
第 3 編第 6 章	583	図 6-1 (左上)	規制措置	規制処置
〃	583	図 6-1 (中段 (説明義務制度の枠))	300 m ² 未満の住宅・ <u>非住宅</u> 建築物	300 m ² 未満の住宅・建築物
〃	583	図 6-1 (右下枠内の下から 2 行目)	評価書	評価絵
〃	583	表 6-1 (左から 1 列目、上から 2 段目)	適合義務制度	適合義務義務制度
〃	583	表 6-1(法 19 条の対象用途の枠)	住宅用途	<u>非住宅用途及び住宅用途</u>
〃	584	図 6-2 (中央上段)	建築主	建築王
〃	586	図 6-6(左下枠内 3 行目)	延べ面積	延べ面積積
第 3 編第 6 章	590	18 行目	大腸菌数は 800CFU/mL	大腸菌群数は 3000 個/cm ³
〃	591	32 行目	水質汚濁防止法特定施設及びダイオキシン類対策法特定施設	(波線部追加)
〃	591	38 行目	六価クロム 0.2mg/L 以下	六価クロム 0.5mg/L 以下
〃	594	38 行目	浄化槽工事は、	浄化槽は、
第 3 編第 9 章	611	表 9-13 (中央上から 5 段目)	1.水資源保護	1.水質源保護
第 4 編第 1 章	639	24 行目付近	令 112 条第 21 項	令 112 条第 16 項
〃	642	表 (25 行目付近) 令 129 条の 2 の 5 第 3 項	(2)CO 濃度 ≤ 6ppm (4)18℃ ≤ 温度 ≤ 28 度	(2)CO 濃度 ≤ 10ppm (4)17℃ ≤ 温度 ≤ 28 度
〃	643 644	表 (下段) 昭和 45 年 建 告 第 1826 号 第 3	(法改正により訂正) 有効換気量、有効開口面積、有効断面積は、それぞれ必要有効換気量、必要有効開口面積、必要有効断面積と訂正してください。	
〃	659 660	表 1-14、1-15、1-16	(関連法令) 令 129 の 13 の 3 第 13 項	(関連法令) 令 129 の 13 の 3 第 3 項
〃	673 674 677	13 行目 40 行目 2 行目	③ ホテル又は旅館の宿泊室その他これらに類する居室以外の居室(常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。)で、	③ 家具その他これに類する物品の販売業を営む店舗の売場で、
第 4 編第 2 章	687	中段の左 第 107 条の表	法改正により表の差し替え (※3 ページ目参照)	
〃	695	24 行目	SHASE の改訂により①～⑥を以下の①～⑦に差し替えしてください。 ① 排水主管及び排水横枝管の起点 ② 延長距離が長い排水管の途中 ③ 排水管の曲がり部近傍 (下の解説に記述あり) ④ 排水横主管と敷地排水管の接続部付近 (排水ますでも可) ⑤ 排水立て管の最下部近傍 (SHASE の③と⑦②該当) ⑥ 排水立て管の最上部、及び 3～4 階ごとの階 ⑦ 排水立て管と横枝管の接続部 (図 2-23、図 2-24 は 4 ページ目参照)	
〃	695	31 行目	125mm 以上が 20m 以内とするのが望ましい。	100mm 超が 30m 以内とするのが望ましい。
〃	700	33 行目	耐久性能	耐 性能
第 4 編第 4 章	724	3 行目	$H = S + R + V^2 / 720 + C$	$H \geq S + R + V^2 / 720 + C$
〃	730	10 行目	3.8cm 以上か、	3.8cm 以下か、
〃	738	15 行目	トラスの残存応力度	トラスの残強応力度

【※P687 法改正により第 107 条の表及び参考図の差し替え】

建築物の部分		時間				
		最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で9以内の階	最上階から数えた階数が10以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上で19以内の階	最上階から数えた階数が20以上の階
壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	1 時間	1.5 時間	2 時間	2 時間	2 時間
	外壁（耐力壁に限る。）	1 時間	1.5 時間	2 時間	2 時間	2 時間
柱		1 時間	1.5 時間	2 時間	2.5 時間	3 時間
床		1 時間	1.5 時間	2 時間	2 時間	2 時間
はり		1 時間	1.5 時間	2 時間	2.5 時間	3 時間
屋根		30 分間				
階段		30 分間				
備考						
一 第2条第1項第八号の規定により階数に導入されない屋上部分がある建築物の当該屋上部分は、この表の適用については、建築物の最上階に含まれるものとする。						
二 この表における階数の算定については、第2条第1項第八号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、全て算入するものとする。						



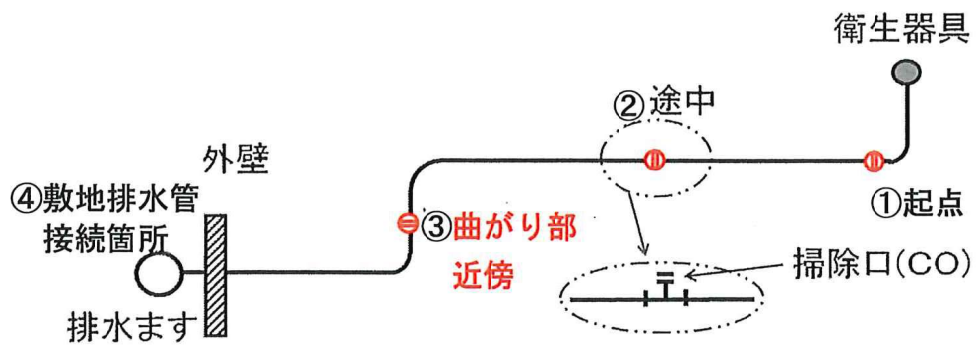


図 2-23 排水横管の掃除口の設置位置例

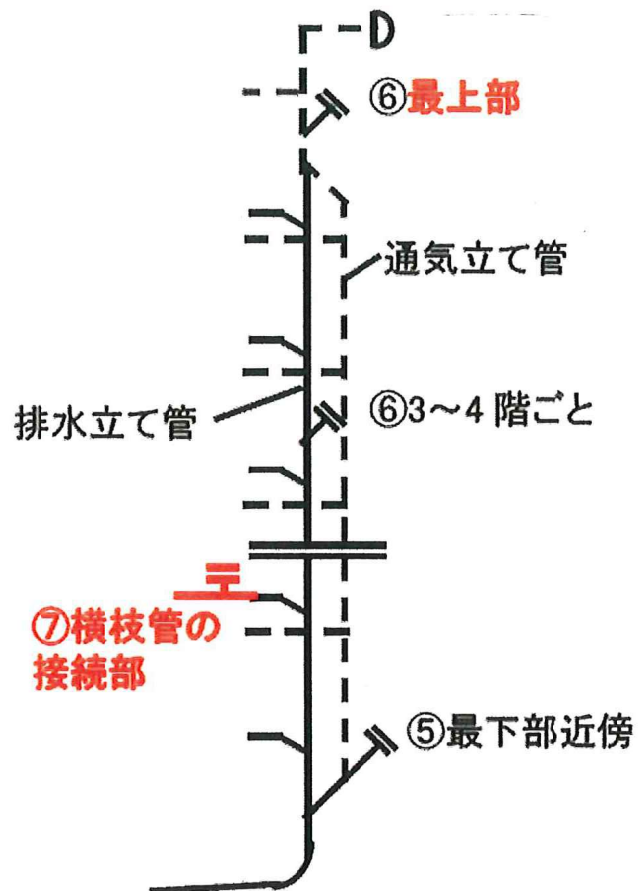


図 2-24 排水立て管の掃除口の設置位置例